



2026年7月29日

各位

会社名 東北電力株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 石山 一弘
(コード番号 9506 東証プライム)
問合せ先 秘書室課長 佐々木 聡洋
(TEL. 022-225-2111)

業績連動型株式報酬制度の継続に伴う 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年7月29日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年8月18日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式635,200株
(3) 処分価額	1株につき1,164円
(4) 処分総額	739,372,800円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。以下、「取締役」という。）および執行役員（以下、取締役を含み「取締役等」という。）を対象に、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株主の皆さまと企業価値を共有するとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、2026年6月25日開催の取締役会で業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の継続を決議しております。本自己株式処分は、本制度の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬BIP信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.13%（小数点第3位を

四捨五入、２０２６年３月３１日現在の総議決権個数４,９８４,５２７個に対する割合０．１３％）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本制度の概要については、２０２６年６月２５日付で公表いたしました「取締役等に対する『業績連動型株式報酬制度』の継続および追加拠出に関するお知らせ」をご参照ください。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
信託契約日	２０２０年８月２４日（２０２６年８月１３日に信託期間を延長する旨の変更契約を締結予定）
信託の期間	２０２０年８月２４日～２０２６年８月３１日（上記契約の変更により、２０２９年８月３１日まで延長予定）
議決権行使	行使しないものとします。

３．処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（２０２６年７月２８日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である１,１６４円（円未満切り上げ）としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

４．企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は２５％未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第４３２条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上